

江戸川区議会議員の費用弁償（１日３千円）の支給廃止を求める陳情

（議会運営委員会付託）

受理番号 第 39 号

受理年月日 平成 23 年 8 月 30 日

付託年月日 平成 23 年 9 月 27 日

陳情者
.
.

陳情原文 江戸川区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「条例」という）第 7 条第 2 項による 1 日 3 千円の費用弁償支給は、「報酬の二重取り」に当たるとも言われております。

条例第 7 条第 2 項は、主に区議会議員が本会議、委員会へ出庁することにより支給される交通費を支弁する、いわば出庁する旅費を定めた規定であると思料します。

江戸川区民オンブズマンの情報公開請求等による調査で判明した事ですが、平成 18 年度から平成 22 年度に渡り招集に応じて出庁する費用が、おおむね年間 8 百万円前後と極めて過大な金員が執行されています。

条例の根拠法は、地方自治法第 203 条（報酬及び費用弁償）第 2 項「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。」との規定によりますが、議員が出庁して本会議・各委員会などに出席するのは議員本来の職務であり、それらに対する費用弁償は議員報酬・期末手当・政務調査費等で支給されています。それにもかかわらず、当該条例において、日当の意味合いを持った趣旨の費用弁償は、社会通念上、常識を逸脱したものであります。

また、執行の趣旨を日当的金額ととらえるなら、非課税扱いは租税負担公平の原則にも違反していると思われる面もあります。

費用弁償については、札幌、さいたま、横浜、名古屋市などが廃止。23 区内では、杉並、荒川の両区が廃止しており、墨田、港区は「議会改革の一つとして検討課題に入っている」と報道されています。

財政危機が叫ばれて久しく、財政改革の旗手たる議会は、まず「隗より始めよ」との姿勢が肝要です。既定条例に執着せず議員自らが襟を正し一層の経費削減を行うことは、議会改革の一環として当然で、それにより納税者から一層の理解を得ることができるものです。

つきましては、貴議会において、区議会議員の費用弁償支給に関する条例の見直しをされるよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 条例第 7 条第 2 項の 1 日 3 千円の費用弁償支給を廃止する条例の制定
- 2 平成 24 年度江戸川区予算案（議会費）への反映